国土交通省の政策評価 (平成26年度予算概算要求関係等その2)

平成25年8月

国土交通省

目 次

5.	個別公共事業の評価
U .	

○個別公共事業の評価一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	_
〇平成 26 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書・・・・	5



■平成26年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について

・政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業評価を行う事業を対象としたものである。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費(億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
神奈川県	湘南海上保安署	3. 5	125 点	100 点	121 点	
奈良県	奈良地方気象台	5. 3	120 点	100 点	146 点	
和歌山県	串本海上保安署	3. 5	115 点	100 点	121 点	

[※] 事業計画の必要性一既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 事業計画の合理性一採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行う ことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)

事業計画の効果 一通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

(採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評価
-	大型巡視船(PL型)6隻建造	356	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。
-	中型巡視船(PM型)4隻建造	144	整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。

⁽注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

	事業名	全体事業費(億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
	5垣海上保安部の施設整備 専用桟橋の整備)	34. 5	100 点	100 点	110 点	
	5垣海上保安部の施設整備 船艇用品庫の整備)	7. 6	100 点	100 点	110 点	
	5垣海上保安部の施設整備 宿舎の整備)	49. 5	100 点	100 点	121 点	
京都府(伽		7. 9	100 点	100 点	121 点	期に行う必要性を評価する指標

[|]備) | 「「「「「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標(採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

■平成26年度予算概算要求に係る再評価について

- ・政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業評価を行う事業を対象としたものである。
- ・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費(億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	タ張シューパロダム建設事業	1,700	2.8	継続	
群馬県	八ッ場ダム建設事業	_	ı		特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の変更に伴い国土交通省としての対応方針を決定することとしており、現時点では「評価手続中」としている。
福岡県	筑後川水系ダム群連携事業	390	2.1	継続	(注1)
鹿児島県	鶴田ダム再開発事業	711	1.2	継続	

(注1)「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。

【空港整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費(億円)	B/C	対応方針	備考
東京都	東京国際空港C滑走路延伸事業	209	1.8	継続	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費(億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	対応方針	備考
北海道	帯広第2地方合同庁舎	34	123 点	100 点	133 点	継続	
群馬県	前橋地方合同庁舎	55	118 点	100 点	133 点	継続	
東京都	世田谷地方合同庁舎	21	110 点	100 点	121 点	継続	
和歌山県	和歌山地方合同庁舎	76	107 点	100 点	133 点	継続	
香川県	高松地方合同庁舎(Ⅱ期)	82	113 点	100 点	133 点	継続	

[※] 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行う ことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)

事業計画の効果 -「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

平成 26 年度予算概算要求に係る 個別公共事業評価書

平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成25年8月27日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画(平成24年9月7日改正)及び平成25年度国土交通省事後評価実施計画(平成25年8月27日最終変更)に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

(評価の対象)

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価 (新規事業採択時評価)、事業の継続又は中止の判断に資するための評価 (再評価)及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価 (完了後の事後評価)を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した事業等について実施する。

(評価の観点、分析手法)

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に 応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を 実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、 といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1(評価の手法等)の とおりである。

(第三者の知見活用)

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている (国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ (http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka) に掲載することとしている)。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成26年度予算概算要求に向けた評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業について新規事業採択時評価9件、再評価10件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事	業種別	担当大臣	政務官
	公共事業】		
	ダム事業	松下	新平
	空港整備事業	坂井	学
	その他施設費】		
	官庁営繕事業	松下	新平
	船舶建造事業	赤澤	亮正
	海上保安官署施設整備事業	赤澤	亮正

事業名		評価項目		I	
事業石 ()内は 方法を示す。	費用		費用便益分析以外の主な評 価項目	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	·事業費 ·維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害発生の危険度 ・災害発生の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッ シュ統計 ・水害統計 等	水管理·国 土保全局
空港整備事業 (消費者余剰法)	<空港の新設、滑き> ・建か新設、滑き> ・建設・建設・建設・建設・建設・建設・建設・連盟・連貫・再投密化を書間・再投密化整更管・施設要管・施設要管理を表した。	<空港の新設、滑走路の新設・延長等> ・時間短縮効果 ・費用低減効果	・地域開発効果 ・地元の調整状況	·航空旅客動態調查 ·航空輸送統計年報	航空局

事業名	評価項目	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果	·官庁建物実 態調査	官庁営繕部
船舶建造事業 〈巡視船艇〉	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	·海上警備業務 ·海上環境保全業務 ·海上交通安全業務 ·海難救助業務 ·海上防災業務 ·国際協力·国際貢献業務		海上保安庁
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業の緊急性 ・計画の妥当性 ・事業の効果		海上保安庁

※効果把握の方法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給 した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法 事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる 消費者余剰の変化分を求める方法。

TCM(トラベルコスト法)

ンが(ドブ・ハルコヘト海) 対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する 人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費 用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法) アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象 とする財などの価値を金額で評価する方法。

別添2

平成26年度予算に向けた新規事業採択時評価について (平成25年8月末時点)

【その他施設費】

	事	業	区	分	新規事業採択箇所数
官庁営繕事業					3
船舶建造事業					2
海上保安官署施設整備事業					4
合 計					9

平成26年度予算に向けた再評価について (平成25年8月末現在)

【公共事業関係費】

		再評価実施箇所数						再評価結果			
	事 業 区 分	一定期 間未着 工	長期間継続中	準備計 画段階	再々 評価	その他	計	継	続 うち見直 し継続	中止	評価 手続中
ダム事業	直轄事業等				2	2	4	3			1
空港整備事業	直轄事業等		1				1	1			
合 計		0	1	0	2	2	5	4	0	0	1

【その他施設費】

	再評価実施箇所数						再評価結果			
事 業 区 分	一定期 間未着 エ	長期間継続中	準備計 画段階	再々評価	その他	計	継	続 うち見直 し継続	中止	評価手続中
官庁営繕事業		5				5	5	0		
合 計	0	5	0	0	0	5	5	0	0	0

- (注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む
- (注2) 再評価対象基準

一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階:準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価:再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

新規事業採択時評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

					評価	
事 業 名事業主体	総事業費 (億円)	事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	担当課 (担当課長名)
湘南海上保安署 関東地方整備局	3. 5	125 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、狭あい、分散、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効 果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
奈良地方気象台 近畿地方整備局	5. 3	120 点	100 点	146 点	耐震性の不足、老朽、狭あい、分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
串本海上保安署 近畿地方整備局	3. 5	115 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、老朽、狭あいを解消する必要性が認められる。経済 性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認め られる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

※ 事業計画の必要性一既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 事業計画の合理性一採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価 する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)

事業計画の効果 一通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

(採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

事 業 名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
大型巡視船(PL型) 建造 (6隻) 海上保安庁	356	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山﨑 壽久)
中型巡視船(PM型) 建造(4隻) 海上保安庁		整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山﨑 壽久)

【海上保安官署施設整備事業】

+ W 5	<i>~</i> ~ + + +				評 価	10 W ==
事 業 名 事業主体	総事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	その他	担当課 (担当課長名)
石垣海上保安部の施設 整備 (専用桟橋の整備) 海上保安庁	34. 5	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「専用桟橋」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (船艇用品庫の整備) 海上保安庁	7. 6	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「船艇用品庫」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (宿舎の整備) 海上保安庁	49. 5	100 点	100 点	121 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船の運航に携わる乗組員等の「宿舎」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

	60 10 		Les als Em			
事 業 名 事業主体	総事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	その他	担当課 (担当課長名)
海上保安学校の施設整 備 (仮設寮及び仮設厚生 棟の整備) 海上保安庁	7. 9	100 点	100 点	121	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために新たに必要となる乗組員等を確保・養成することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

- ・事業計画の必要性一既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性-採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業 として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果 一通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

再評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】 (直轄事業等)

+ *** **		<i>w</i> → ** *		費用便益分析			45.45.45 for 1800 #4.45.41 Bl for	再評価の視点		10.11.50
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)		便益の内訳及び主な根拠	費用∶C (億円)	B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価 	(投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
夕張シューパロダム 建設事業 北海道開発局	再々評価	1,700	3,176	【内訳】 被害防止便益:1,971億円 流水の正常な機能の維持に関する便益: 1,189億円 (理論:15億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:365戸 年平均浸水軽減面積:132ha	1,144	2.8	月、昭和37年8月、昭和50年8 月、昭和56年8月、平成13年9 月に被害の大きな洪水が発 生しており、昭和56年8月の 洪水では、氾濫面積 61,400ha、死者2名、被害家 屋22,500戸の浸水被害が発 生している。 ・過去28年間、農業用水は毎 年のように節水を余儀なくされている。 ・このため、浸水被害および 渇水被害の早期解消が必要	②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・ダム本体工事は、平成24年10月に堤内 仮排水路の閉塞を除き全体94万m3の打 設を完了している。平成26年3月から試験 湛水を開始し、平成26年度に完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性	継続	水管理·国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)
八ッ場ダム建設事業 関東地方整備局	その他	_	ı	-	-	-	-	-	評価手続中	水管理·国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)

Alt		40 ± 10 ±		費用便益分析				再評価の視点		Les etc Em
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費(億円)		便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
鶴田ダム再開発事業九州地方整備局	その他	711	845	【内訳】 被害防止便益:824億円 残存価値:21億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:137戸 年平均浸水軽減面積:30.5ha	734	1.2	甚大な浸水被害が発生している ほか、近年では、平成5年8月洪水 をはじめ、平成9年9月洪水等によ り浸水被害が発生している。特に 本事業の契機となった平成18年7	④コスト縮減や代替案立案などの可能性につい	継続	水管理·国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)
筑後川水系ダム群連 携事業 九州地方整備局	再々評価	390*	1,029 [*]	【内訳】 流水の正常な機能の維持に関する便益:1,015億円 残存価値:14億円 【主な根拠】 ダム群連携事業と同規模のダム を代替施設とし、その建設費を便 益とみなし計上	500*	2.1*	増大する水需要に対応するため、 都市用水の確保を優先して進め ざるを得ず、本来同時に確保して いくべき流域内の流水のでになる。 能の維持用水の確保がやむを得 ず遅れた状態となっている。また、 農業用水の取水が集中するかん がい期に降雨が少ない年は、農 業用水取水後に河川流量が極端 に不足する傾向が見られ、特に取 水が集中する代かき期の6月に、	①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・筑後川流域では、近年においても、概ね2年に1 回の割合で取水制限等が行われている状況に変化はない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて・現在進めているダム事業の検証に係る検討に関する 市評価実施要領細目」に基づき検討を行うこととしている。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について・実施計画調査段階であるため、具体的なコスト縮減は、今後検討する。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討に対している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に対して、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討によびきないない。)	た再業を表示を 事当と考えを 事当と考えを 事と考えを を も、に選定とかが、 を いることを を も、の を も、の を も、の を も、の を も、の を も、の を も の も の も の も の も の も の も の も の も の	治水課

[※]今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づ く検証においては、総事業費及び工期等の点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

【空港整備事業】

(直轄事業等)

(/									
事 業 名		総事業費		費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等	再評価の視点		担当課
事業主体	該当基準	心患不良	貨	幣換算した便益:B(億円)	費用∶C	B/C	貝市疾昇が困難な効素等 による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の	対応方針	担 当 誄 (担 当 課 長 名)
7-70-11		(10.11)		便益の内訳及び主な根拠	(億円)	6/0	1-0. 011 1	進捗の見込み、コスト縮減等)		
東京国際空港 C 滑 走路延伸事業 関東地方整備局 東京航空局 気象庁	長期間継続中	209	447	【内訳】 航空利用者に対する効果:347 億円 供給者に対する効果:40億円 残存価値:59億 【根拠】 深夜早朝時間帯における長距離 国際線の便数:14便/日 事業後の航空機材の変化: B777-200ERからB777-300ER	245	1.8	深夜早朝時間帯に使用できる別でを早朝時間帯に使用できる別の00mになり、旅客便にする別の00mになり、旅増加するとが期待される。 ②昼間時間帯における合、機を関係のより一層である。 ②昼れのより一層である。 ②気条件のより一層である。 ②気条件のより一層である。 を関係体のよりにくく	本事業により、東京国際空港の深夜 早朝時間帯における長距離国際による。これ りままなる。これ りを実現すいである。これ を対国のは が国のされる。 と本事時点)ける。 と本事時点)ける。 を本事時点)ける。 を本事時点)ける。 を本事時点)は、74%(平の をを を を を を を を を を を を を を を を を を を	継続	航空局 空港施股課 (課長 池田薫)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

						評価	T-T-C-H-L		
事 業 名事業主体	該当基準	総事業費(億円)	事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性		その他	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
帯広第2地方合同 庁舎 北海道開発局	長期間継続中	34	123	100 点	133	老朽、狭あい、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済 性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化に よる事業の効果が認められる。	①事業の必要性 1)社会日本の必要性 1)社会日本の必要性 1)社会日本のの復興及び国国のとさい。 中国を済動ののでは、 中国を受験が、 ののでは、 のいでは、 の	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

							評価	T-77/T-0+12-15			
事	美名 主体	該当基準	総事業費 (億円)	事業 計画の 必要性	計画の 計画の 計画の		その他	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
前橋地方勢		長期間中	55	118	1900 년		老朽、狭あい、借用返還、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	① する は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)	

					評価	T-T-C-H-L		
事 業 名事業主体	該当基準	総事業費(億円)	事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	その他	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
世田谷地方合同庁舎関東地方整備局	長期間継続中	21	110	100 点	老朽、耐震性の不足、狭あいを解消する必要性が認められる。移転・ 再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の 効果が認められる。	①事業の必要性 1)社会のというでは、	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事 業 名 事業主体		総事業費(億円)			評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
	該当基準		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	その他			
和歌山地方合同庁舍 近畿地方整備局	長期間継続中	76	107 点	100 点	老朽、狭あい、耐震性の不足、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	①事業の経済を表するとと、 ・東化 ・東代 ・東大 ・東代 ・東代 ・東の ・の ・	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

						評価	T-T-C-18 t		
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	計画の	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
高松地方合同庁舎 (II期) 四国地方整備局	長期間中継	82	113 点	100点		老朽、都市計画の関係、狭あい、耐震性の不足等を解消する必要性が 認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適 切で集約合同化による事業の効果が認められる。	①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業計画の必要性-既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 事業計画の合理性-採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価 する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)

事業計画の効果 - 「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)